

2021年3月30日  
2021-06-14：根拠資料内容変更  
2021-06-15：様式1変更  
(一社)日本工業炉協会

## 中小企業等経営強化法及び生産性向上特別措置法に関わる 設備仕様の証明書発行申請について

中小企業経営強化税制及び生産性向上特別措置法の税制優遇策の期限が2年延長されたこと(2023年3月末まで)に伴い、下記の通りお知らせいたします。

### 1. 工業炉協会が確認する設備仕様の要件

	中小企業経営強化法	生産性向上特別措置法
	中小企業経営強化税制 国税(法人税)	固定資産税特例ほか 地方税
期限等	2022年度末まで延長 (2017年4月1日施行)	2022年度末まで延長 (2018年6月6日施行)
要件*	● 販売開始時期10年以内(機械・装置の場合)または6年以内(器具・備品の場合)かつ ● 生産性年平均1%向上(生産効率・エネルギー効率・精度等)	
*証明書発行のための要件は、中小企業経営強化法及び生産性向上特別措置法は従来通り同様です。		

(参考 HP)

中企庁「経営強化法」リンク：

概要：<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/>

Q&A：<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/pdf/kyokaqanda.pdf>

証明書発行工業会関係：<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/kougyoukai.html>

中企庁「生産性向上特別措置法」リンク：

概要：<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/index.html>

## 2. 日本工業炉協会における証明書発行の手続きについて

- 申請書類等

以下のものを郵送にてご提出願います。

- － 様式 1
- － 様式 2
- － 根拠資料（様式 2 の添付書類）
  - ・ 年平均 1%以上の生産性向上を説明できる資料  
下記「様式等ダウンロード」欄の根拠資料の項目をご参照願います。
- － 返信用封筒（切手貼付、宛先記入）

注記）様式は下表よりダウンロードできます。

- 送付先／問い合わせ先

〒101-0032 千代田区岩本町 3-2-10 SN 岩本町ビル

（一社）日本工業炉協会（宛先に「証明書発行申請」と付記願います。）

電話：03-3861-0561

E-mail：[info@jifma.or.jp](mailto:info@jifma.or.jp)

- 証明書発行手数料について

会員：1,000 円/証明書一通

非会員：10,000 円/証明書一通

（税込・振込み手数料別）

同一の対象設備で両制度同封にて申請の場合は証明書一通分として取り扱います。

（様式等ダウンロード）

	中小企業経営強化法	生産性向上特別措置法（新）
様式 1 2021-06-15（様式変更）	<a href="#">ダウンロード</a>	
様式 2	<a href="#">ダウンロード</a>	
根拠資料 2021-06-14（更新）	根拠資料を下記の書式を用いてご提出願います。 <a href="#">根拠資料書式 ダウンロード</a> ただし、当該モデルと一代前モデルの「販売開始年度」及び「比較指標」、ならびに根拠等が明示されていれば上の書式を用いる必要はありません。加えて必要に応じて仕様書、概要図、計算書等を添付願います（追加でこのような資料をお願いする場合がございます）。	
記入要領	<a href="#">ダウンロード</a>	

3. 当協会が証明書発行する対象となる設備（対象資産区分及び対応工業会等リストより抜粋）

番号	細目	
3	繊維工業用設備	(炭素繊維製造設備)
8	化学工業用設備	(カーボンブラック製造設備、その他の炭素製品製造設備(黒鉛化炉))
9	石油製品又は石炭製品製造業用設備	(石炭ガス、石油ガス又はコークス製造設備(ガス精製又はガス事業用特定ガス発生設備を含む。))
13	窯業又は土石製品製造業用設備	(板ガラス製造設備(みがき設備を含む。)(溶解炉)、その他のガラス製品製造設備(光学ガラス製造設備を含む。)(るつぼ炉及びデータンク炉、溶解炉、)陶磁器、粘土製品、耐火物、けいそう土製品、はい土又はうわ薬製造設備(倒炎がま、トンネルがま、その他の炉)、その他の炭素製品製造設備(黒煙炉)、人造研削材製造設備(溶解炉)、研削と石又は研摩布紙製造設備(加硫炉、トンネルがま、その他の焼成炉)、セメント製造設備、石灰又は苦石灰製造設備、石こうボード製造設備(焼成炉)、ほうろう鉄器製造設備(るつぼ炉、その他の炉)、石綿又は石綿セメント製品製造設備、岩綿(鉱さい繊維を含む。))又は岩綿製品製造設備
14	鉄鋼業用設備	(鋼铸件又は銑鉄铸件製造業用設備、製銑設備、製鋼設備、電気錫めつき鉄板製造設備のうち、工業炉設備)
15	非鉄金属製造業用設備	(銅、鉛又は亜鉛製錬設備、ベリリウム銅母合金、マグネシウム、チタニウム、ジルコニウム、タンタル、クロム、マンガン、シリコン、ゲルマニウム又は希土類金属製錬設備、ニッケル、タングステン又はモリブデン製錬設備、その他の非鉄金属製錬設備、非鉄金属圧延、押出又は伸線設備、非鉄金属铸件製造業用設備(その他の設備)、電線又はケーブル製造設備、光ファイバー製造設備、金属粉末又ははく(圧延によるものを除く。)製造設備のうち、工業炉設備)
16	金属製品製造業用設備	(金属粉末又ははく(圧延によるものを除く。)製造設備、金属塗装設備(脱脂又は洗浄設備及び水洗塗装装置)、金属熱処理業用設備、粉末冶金製品製造設備)
17	はん用機械器具(はん用性を有するもので、他の器具及び備品並びに機械及び装置に組み込み、又は取り付けることによりその用に供されるものをいう。)	(エンジン・部品製造のための熱処理炉等の工業炉に限る)
18	生産用機械器具(物の生産の用に供されるもの)	(金属加工機械製造設備、合成樹脂加工機械又は木材加工用機械製造設備)
19	業務用機械器具(業務用又はサービスの生産の用に供されるもの(これらのものであつて物の生産の用に供されるものを含む。))をいう。	
20	電子部品、デバイス又は電子回路製造業用設備	(フラットパネルディスプレイ又はフラットパネル用フィルム材料製造設備、フェライト製品製造設備)

23	輸送用機械器具製造業用設備	(エンジン・部品等の熱処理炉等の工業炉に限る)
24	その他の製造業用設備	(その他のガラス製品製造(光学ガラス製造設備を含む。)(るつぼ炉及びデータンク炉、溶解炉)、自転車又は同部分品若しくは附属品製造設備(めつき設備))
25	農業用設備	(電動機)
26	林業用設備	(その他の機具(乾燥用バーナー))
32	ガス業用設備	(製造設備(石炭ガス、石油ガス又はコークス製造装置(ガス精製又はガス事業用特定ガス発生設備を含む。)))
50	その他の生活関連サービス業用設備	(火葬設備)

— 以 上 —